

大阪府 令和6年度バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業 Q&A

令和6年4月1日現在

は、今回追加分です

質問	回答	質問日
<p>1 【公募要領P.2】 ・「3.公募参加資格（9）」について、本項は昨年度の要件から追加されたものとの認識です。当該要件を追加した趣旨をご教示下さい。 （伴走支援に対するノウハウを有することを求めているのであれば、昨年度も要件として設定されていたはずと思われる所、敢えて今年度新設した背景について）</p>	<p>新たなバイオプラスチック製品をビジネス化するためには、個々の製品開発から販売まで取り組む複数企業のプロジェクトを構築し、支援する必要があります。とりわけ、万博前年度となる令和6年度事業においては、万博の機会を最大限活用できるよう、製品販売に直結する小売業等の川下企業との連携構築を中心としたプロジェクト組成支援を行うとともに、プロジェクトの効果的な発信や府の補助金活用等の伴走支援が必要と考えています。</p> <p>府としては、こうした支援のためには、一定の支援実績を有しておられることが重要と考え、新たに公募要領2ページ「3 公募参加資格」（9）において、「過去3年間に、複数企業によるものづくり関連のプロジェクト組成やその伴走支援を行った実績を有すること」を追加しました。</p>	<p>3月27日</p>
<p>2 【仕様書P.2】 ・「2.委託業務の内容」記載の事業目標（プロジェクト支援10件以上、ビジネスマッチング 参加企業数延べ500社以上）について、難易度判断の参考とするため昨年度実績をご教示下さい。</p>	<p>令和5年度「バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業」における実績値： プロジェクト組成支援 10件 ビジネスマッチング参加企業数 約400社</p>	<p>3月27日</p>
<p>3 【仕様書P.4】 ・「5.委託事業の一般原則（3）」にて、事業の再委託は原則禁止とありますが、事業の一部（例：商談会の運営や情宣の実務）を再委託することも禁止という理解でしょうか。</p>	<p>事業の再委託に関しては、業務の主要な部分や契約金額の相当部分の再委託に該当せず、やむを得ないと認められる場合は、事業の一部を再委託することは可能です。 再委託の必要が生じた場合は事前に府と協議いただき、その決定に従ってください。</p>	<p>3月27日</p>

※なお、本事業へのご質問については、公募要領5ページに記載のとおり、令和6年4月2日（火）午後5時まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）受付し、産業創造課ホームページで回答いたしますが、ご質問の内容に適切に対応させていただくため、回答時間のご指定には応じられませんので、ご了承ください。